

## その効果は？

特定保健指導を受けた方は腹団や体重の減少等の効果がでています。先ほどご紹介した方のように、自分だけではなかなか思うような結果が出ないこともあります。健康管理の「きっかけ」づくり、そして体の内側も外側も、ますます健康な「自分」を作つていませんか？

特定保健指導実施者の改善状況

	20年度対象者 (38人中)	21年度対象者 (27人中)	22年度対象者 (54人中)
体重と腹団が改善した人	27人	8人	34人
体重が改善した人	1人	5人	9人
腹団が改善した人	2人	8人	6人
合計	30人 <b>78.9%が改善</b>	21人 <b>77.7%が改善</b>	49人 <b>90.7%が改善</b>

平成23年度は66人が健康な体づくりを目指して特定保健指導に取り組んでいます。

■特定健康診査や保健指導以外のことでも、お困りのことがあれば、気軽にご相談ください。
◆北檜山区 健康センター 保健師・管理栄養士 ■0137・84・5485
◆瀬棚総合支所 保健師 ■0137・87・3311
◆大成区 大成総合支所 保健師 ■01398・4・5511

## 3. 成年後見制度

成年後見制度とは、高齢者や障がい者の権利と財産を守ることを支援する制度です。4月から、町長が申立てを行う「成年後見制度利用支援事業」が始まりました。

### 成年後見制度

#### 成年後見人

親族、法律や福祉の専門家

#### 成年後見制度利用支援事業

費用の助成があります

認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力が不十分な方が、財産管理や日常生活での契約を行う時に、判断が難しく不利を受けたり、悪質商法の被害者となることを防ぎ、権利と財産を守ることを、支援する制度です。

認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力が不十分な方が、財産管理や日常生活での契約を行う時に、判断が難しく不利を受けたり、悪質商法の被害者となることを防ぎ、権利と財産を守ることを、支援する制度です。

成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）は、本人のためにどのような支援が必要かなどの事情に応じて、家庭裁判所が選びます。

本人の親族以外にも、法律や福祉の専門家、その他第三者や福祉関係に詳しい人が選ばれる場合があります。

成年後見人等の仕事は、介護は含まれません

成年後見人等は、本人の生活・医療・福祉など、身のまわりにも目を配りながら、本人を保護・支援します。（成年後見人等の仕事は、介護は含まれません）

#### 成年後見制度を利用する支援事業

費用の助成があります

認知症により判断能力の低下した高齢者、身寄りのいないひとり暮らし高齢者、障がい者等であり、成年後見制度の利用が必要にもかかわらず家庭裁判所への申立てができない。また、申立て費用や後見人への費用負担ができるない等の理由により成年後見制度を利用できない人のために、町長が申立てを行う方法があります。

町長による申立てに必要な経費は、町が負担します。ただし、負担能力のある人には後日請求します。

※成年後見人等の報酬に対する助成額は、家庭裁判所が決める金額となります。

・在宅生活者 月額2万8千円（上限）  
・施設等入所者 月額1万8千円（上限）

特定保健指導を受けた方は、保健師、管理栄養士のアドバイスにより健康的にダイエットができ、中には5kg以上減量し、「ウエストが細くなつた」「ひざに負担がかからなくなつた」「血糖値が下がつた」等の喜びの声が聞かれています。生活習慣の改善は、自分だけでは難しいこともあります。特定保健指導を利用し健康な体づくりに取り組みましょう。



### 成年後見制度

権利と財産を守ります

認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力が不十分な方が、財産管理

理や日常生活での契約を行いう時に、判断が難しく不利を受けたり、悪質商法の被害者となることを防ぎ、権利と財産を守ることを、支援する制度です。

成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）は、本人のためにどのような支援が必要かなどの事情に応じて、家庭裁判所が選びます。

本人の親族以外にも、法律や福祉の専門家、その他第三者や福祉関係に詳しい人が選ばれる場合があります。

成年後見人等の仕事は、介護は含まれません

成年後見人等は、本人の生活・医療・福祉など、身のまわりにも目を配りながら、本人を保護・支援します。（成年後見人等の仕事は、介護は含まれません）

特定保健指導を受けた方は、保健師、管理栄養士のアドバイスにより健康的にダイエットができ、中には5kg以上減量し、「ウエストが細くなつた」「ひざに負担がかからなくなつた」「血糖値が下がつた」等の喜びの声が聞かれています。生活習慣の改善は、自分だけでは難しいこともあります。特定保健指導を利用し健康な体づくりに取り組みましょう。



## 2. 高齢者等支援員訪問

お年寄りが地域で安心して住み続けられるために、高齢者等支援員による訪問活動を行っています。身の回りの困りごとなど、どんなことでもお気軽にご相談ください。

### 訪問するお宅

皆さんのお宅にうかがっています！ よろしくお願いします！

■問い合わせ先
◆北檜山区 地域包括支援センター ■0137・84・5699
◆瀬棚区 瀬棚総合支所 ■0137・87・3311
◆大成区 大成総合支所 ■01398・4・5511



【大成区担当】横田 美代



【瀬棚区・北檜山区担当】鈴木 さと子



【北檜山区担当】山内 フサ子

### 私たちが！

### こんな時「成年後見制度」の利用を考えてみましょう

- 悪質商法にだまされた。だまされそうになった！
- お金の管理ができなくなつた！
- 医療や介護サービスの手続きができなくなつた！
- 母が認知症になり、財産管理ができなくなつた！
- 認知症の父が入院したので、入院費を支払うため本人の代わりに金融機関に行ってお金をおろしたい！